

(仮称) 子どもの権利条例骨子案

【骨格】

前文

第1章 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本的な考え方
- 4 大人の責務

第2章 子どもにとって大切な権利

- 1 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重
- 2 安心して生きる権利
- 3 自分らしく生きる権利
- 4 豊かで健やかに育つ権利
- 5 意見を表明し参加する権利

第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組

- 1 子どもの権利普及の啓発と学習支援
- 2 子どもの育ちへの支援
- 3 保護者への支援
- 4 子どもの命と安全を守る取組
- 5 子ども会議
- 6 子どもの権利保障の行動計画と検証

第4章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

- 1 相談及び救済
- 2 子どもの権利擁護委員
- 3 委員の職務
- 4 委員への協力
- 5 調査相談専門員

【条例に盛り込む内容の概要】

「前文に盛り込む内容」

- ・子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定すること。
- ・「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとってもっともよいことは何かを第一に考えなければいけない」という「子どもの最善の利益の保障」(子どもの権利条約第3条)という考え方を根本に据えること。
- ・子どもの権利の保障について、本市がこれまで取り組んできた経緯
- ・「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である。」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい。」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい。」など、平成22年度の子ども委員会が作成した「子ども宣言文」の願いに応えるものであること。
- ・青森という地名が、若い命を常に生み育む場をイメージ(想起)させるように、子どもにとってやさしいまちづくりを目指すべきこと。
- ・子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであるとともに、大人と子どもが互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。
- ・子どもの権利の保障は社会全体の責任であること。

「第1章 総則」

1 目的

この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障することを目的とします。

2 定義

この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

子ども：18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。

大人：過去に子どもであった人をいいます。

保護者：親又は親に代わり子どもを養育する人をいいます。

育ち学ぶ施設：学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び又は育つことを目的として通学し、通園し、入所し又は利用する施設をいいます。

3 基本的な考え方

子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進めます。

子どもの最善の利益を最も優先して考えること。

子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。

子どもの成長、発達に配慮した支援が行われること。

4 大人の責務

- (1)保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- (2)育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- (3)地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- (4)前3項に掲げるもののほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

「第2章 子どもにとって大切な権利」

1 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重

- (1)子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されます。
- (2)子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。

2 安心して生きる権利

子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されます。
命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
愛情をもって育まれること。
食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力及び有害な環境から守られること。
性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
困っているときや不安に思っているときには相談や支援を受けられること。

3 自分らしく生きる権利

子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。
自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
プライバシー（個人の秘密）や自らの名誉が守られること。
自分が思ったこと、感じたことを表現すること。
自分にとって必要な情報や知識を得ること。
自分にとって大事なことを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

4 豊かで健やかに育つ権利

子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されます。
学び、遊ぶこと。
芸術やスポーツに触れ親しむこと。
青森の文化や歴史、伝統及び自然に触れること。
まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けられること。

5 意見を表明し参加する権利

子どもには、他人の意見も尊重しつつ、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます。

家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
自分に不利な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
仲間をつくり、集まり、活動すること。

「第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の責務と取組」

1 子どもの権利の普及啓発と学習支援

- (1)市は、子どもの権利の普及を進めるために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。
- (2)市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

2 子どもの育ちへの支援

市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次に掲げることを取り組むよう努めなければなりません。

子どもが多様な生活体験や交流をしたりする場や機会を提供すること。
子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが意見を表明し参加する機会や相談の場を設けること。

3 保護者への支援

- (1)市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。
- (2)市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

4 子どもの命と安全を守るための取組

- (1)市は、いじめ、虐待、体罰等の早期発見に努めるとともに、それらの救済及び予防への必要な取組を実施するものとします。
- (2)市は、子どもが薬物及び犯罪などの被害を受けないように、必要な取組及び支援を行うものとします。

5 子ども会議

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として青森市子ども会議(以下「子ども会議」といいます。)を設け、次項の子ども施策に関する行動計画を含む子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議の意見を尊重するよう努めるものとします。

- 6 子どもの権利の保障のための行動計画と検証
 - (1)市は、子どもの権利の保障について、子ども施策に関する行動計画を定めるものとします。
 - (2)子どもの権利保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
 - (3)子どもの権利保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するように努めなければなりません。

「第4章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復」

- 1 相談及び救済

市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力、連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。
- 2 子どもの権利擁護委員
 - (1)市は、子どもの権利の侵害について、早急にかつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます。)を設置します。
 - (2)委員は、3人以内とします。
 - (3)委員は、人格的に優れていて、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。
 - (4)委員は、その職務を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。
 - 職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とすること。
 - 申立人などの人権について十分に気を配ること。
 - 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。
 - (5)市長は、委員が前項の規定に違反したことが判明したとき又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。
- 3 委員の職務

委員の職務は次に掲げるとおりとします。

 - (1)子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。
 - (2)子どもの権利の侵害について、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - (3)子どもの権利の侵害について、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
 - (4)調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講じ、又は制度等を改善するよう求めること。
 - (5)是正措置等の求めを受けたものに対し、是正措置等の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。
 - (6)委員は、前項第2号及び第3号の調査を次に掲げる方法により行うものとします。

関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査すること。
子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

4 委員への協力

- (1)市の機関は、委員の職務に対し、積極的に支援し、協力しなければなりません。
- (2)保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民は、委員の職務に協力するよう努めなければなりません。

5 調査相談専門員

委員の職務の遂行を補佐するため、調査相談専門員を置きます。